

## 胆沢平野土地改良区行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成31年 4月 1日～令和 6年 3月31日までの 5年間

### 2. 内容

目標1：平成31年度より、一人当たり年間20日の有給休暇取得を目標とする。

#### <対策>

- 平成31年 4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 平成31年 4月～ 各課において年次有給休暇の取得計画を策定
- 平成31年 4月～ 内部共通スケジュール表に事前に有給休暇取得計画を入力し、課内で業務調整を図る。

目標2：男女共に資格取得による知識向上の推進を図り、業務の効率化を目指す  
(土地改良換地士、測量士、1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士、測量士補、ピオトープ管理士、簿記検定1級)

#### <対策>

- 平成31年 4月～ 取得計画の作成
- 平成31年 4月～ 試験対策の時間の付与

目標3：子の入学式、卒業式への参加する場合には、特別休暇とし、年次休暇とは別に有給休暇とする。

#### <対策>

- 平成31年 4月～ 取得の促進のため、内部共通スケジュール表に事前に休暇取得予定を入力し、課内で業務調整を図る。

目標4：産休・育児休業からの復帰、及び子育てしやすい環境整備

#### <対策>

- 平成31年 4月～ 子の学校行事への参加、看護等に関し、時間単位の休暇取得を認める。
- 令和 元年 6月～ 産休・育児休業中の職員へ、所属課の業務進捗等の報告をする。  
(月1回程度)

